

## 質問回答

2016年6月27日

「ミャンマー国ヤンゴン都市圏開発の課題整理のための情報収集・確認調査」

(公示日:2016年6月15日/公示番号:160400)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 P15 6. 業務実施上の留意事項 (5) 2) (エ) 日本及びイギリスの都市開発の知見・経験の活用 及び説明会	説明会にて、イギリスの都市開発の知見・経験の活用をするために、イギリスの都市計画に造詣が深く、また、ドナー間での協調・連携を促すことができるような人材の登用を期待されている旨、ご発言があったと思いますが、上記の認識でよろしいでしょうか。	「日本及びイギリスの都市開発の知見・経験の活用」については、当該知見・経験を持つ人材の配置、又は法人の参画が望ましいと考えます。
2	業務指示書 P15 6. 業務実施上の留意事項 (5) 2) (エ) 日本及びイギリスの都市開発の知見・経験の活用 及び説明会 及び「コンサルタント等契約における プロポーザル作成ガイドライン」p6	説明会にて、イギリスの都市開発の知見・経験を有する団員の経歴書を提案書に載せる旨ご指示がありましたが、「コンサルタント等契約における プロポーザル作成ガイドライン」では、評価対象外の氏名・所属は記載できないことになっております。本件に限り、例外として、経歴書の添付をお認め頂けると理解してよろしいでしょうか。	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に従い、評価対象外業務従事予定者については、履歴書、氏名・所属等情報は記載不要です。但し、予定従事者の配置の考え方(従事予定者が具備すべき専門性や当該分野での経験等)についてはプロポーザルに記載ください。。
3	業務指示書 P17 7.業務の内容(10)パイロットプロジェクトの計画、実施、評価	2行目に「内容、対象地、スケジュールに関しては以下を予定している」とありますが、スケジュールに関しては 2) で書いてありますが、内容・対象地については記載がありません。ご教示頂けますでしょうか。	パイロットプロジェクトの内容・対象地に関しては、パイロット事業における目的(街並み・景観保全事業の計画実施能力の向上、ステークホルダーの理解促進及び地域コミュニティによる活動促進)と照らして、現地調査開始後に、ミャンマー

			<p>側、市民等と意見交換を行い、決定するものとします。従って、業務指示書の文言を以下のとおり、修正致します。</p> <p>変更前：内容、対象地、スケジュールに関しては、以下を予定しているが、</p> <p>変更後：スケジュールに関しては、以下を予定しているが、</p>
4	該当なし	本件におきまして、作業スペースの便宜供与は予定されておりますでしょうか。	<p>現地への確認の結果、ヤンゴン市開発委員会(YCDC)内のセミナールームを、JICA 調査団の作業スペースとして利用できる予定です。(約150 m<sup>2</sup>。簡易な机椅子あり)</p>

以上